３　前二項の場合において、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「三倍（第二十一条第五号の二ロ、第六号ロ、第二十六条第五号の二ロ又は第六号ハの表示をするものにあっては、一・五倍）」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「呼称」とあるのは「呼び符」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　この省令の施行の日前に消防法第二十一条の十六の四第一項の規定により総務大臣に届出を行った消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具については、改正後の消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規格に適合する消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具とみなす。

○国土交通省令第八十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（港湾計画課の所掌事務） **第六十三条**　港湾計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　港湾及び航路の保全及び管理に関する事務（促進区域内海域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項に規定する促進区域内海域をいう。以下同じ。）の保全及び管理に関するものに限る。）のうち、海洋環境の保全に関すること。 五　前各号に掲げるもののほか、港湾空港部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （港湾建設課の所掌事務） **第六十四条**　港湾建設課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　港湾及び航路の保全及び管理に関する事務（促進区域内海域の保全及び管理に関するものに限る。）のうち、技術的事項に関すること（港湾計画課の所掌に属するものを除く。）。 三～五　（略） （港湾行政課の所掌事務） **第六十五条**　港湾行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　港湾及び航路の管理に関すること（保安の確保に関すること並びに港湾計画課及び港湾建設課の所掌に属するものを除く。）。 四～六　（略）	（港湾計画課の所掌事務） **第六十三条**　港湾計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） （新設） 四　前三号に掲げるもののほか、港湾空港部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （港湾建設課の所掌事務） **第六十四条**　港湾建設課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） （新設） 二～四　（略） （港湾行政課の所掌事務） **第六十五条**　港湾行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　港湾及び航路の管理に関すること（保安の確保に関することを除く。）。 四～六　（略）